第１回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2024 年 4 月 4 日（木）11：00～12：40

場　　所：宮代会館２FA

出 席 者：弁護士　髙松直樹先生（奏和法律事務所）

一般社団法人化委員会委員長	2021～23 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2021～23 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2022～24 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会副会長
事務室	宮代会事務室事務室長

１．第１回委員会の目的

一般社団法人化に向けた共有認識を持ち、定款のドラフト作成に必要な事項を検討する

２．一般社団法人について

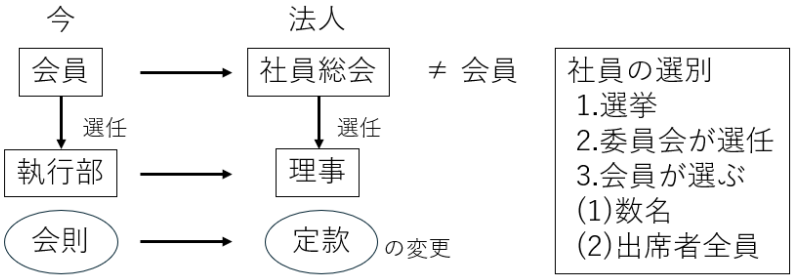

・現状、宮代会では、会員が会員総会にて執行部を選任。一般社団法人化後は、社員が社員総会にて執行部（理事）を選任する。今の宮代会の会則と同等の法人における規定は定款である。

・一般社団法人では、定款の変更の決議において、法律で「社員の過半数が集まった上で、その３分の２の賛成を得なければならない」と定められている。

３．社員の選別

・会員＝社員とすることは現実的に難しい（定款の変更決議が将来的にできない可能性が高い）

・会員≠社員　社員を選別する必要がある

① 選挙　　メリット：公平性が保たれる　　デメリット：手間がかかる

② 委員会が選任　メリット：社員を選ぶ機動性があり、事務的な手間が少ない
デメリット：クローズドな手続きとなり、会員の会への関わりが少ない

③ 会員が選ぶ

（１)数名　　メリット：社員名簿の作成、管理が容易
デメリット：議決権を会員に残すための追加の手続きが必要（会員総会で議決を諮り、その決を持って社員総会の承認とするなどの取り決め）

（２)出席者全員　メリット：総会に出席した会員はそのまま社員になり議決権を有する
デメリット：多人数の社員名簿の作成が必要。一年間保管し、社員は名簿の閲覧請求権がある。ただし限られた閲覧理由以外は拒否ができる